

使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収に関する協定書

茨木市(以下「甲」という。)とHOYA株式会社アイケアカンパニー(以下「乙」という。)は、以下のとおり、使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収に関する協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、茨木市において排出される空ケースの回収について、甲及び乙が相互に協力することにより、廃棄物の減量及び再資源化に資することを目的とする。

(実施事項)

第2条 前条の目的を達成するため、甲は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 空ケースの回収について、市民等へ啓発すること。
- (2) 乙が提供する空ケースを回収する設備を茨木市内に所在する公共施設へ設置すること。なお、設置場所については、甲が別に定め、乙へ通知する。
- (3) 回収された空ケースを、乙の指定した運送会社を利用して乙の指定する処理施設へ送付する手続きを行うこと。

2 前条の目的を達成するため、乙は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 空ケースを回収する設備の提供、交換、修理及び撤収。
- (2) 前項(3)の送付にかかる費用を負担すること。
- (3) 回収された空ケースの重量を甲へ報告すること。
- (4) 乙の指定する処理施設との間で、前項(3)により送付された空ケースの受け入れ態勢を整えておくこと。

(定期協議)

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を円滑にかつ効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

(守秘義務)

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく事業実施に当たり、相手方から秘密である旨を明示された事項について、正当な理由がない限り第三者に漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(本協定の見直し)

第5条 甲及び乙のいずれかから、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、双方の合意により必要な変更を行うことができる。

(有効期間及び更新)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対する書面による解約の申し入れがないかぎり、同一条件で満1年間自動更新されるものとし、以後も同様とする。また、甲又は乙は、いつでも1か月前の解約通知により、本協定を解約することができる。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙は協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名・押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年9月9日

甲 大阪府茨木市駅前三丁目8番13号
茨木市
茨木市長 福岡 洋一

乙 東京都中野区中野4丁目10番2号
中野セントラルパークサウス6階
HOYA株式会社アイケアカンパニー
カンパニープレジデント 橋本 和武